

賃金等の変動に対する工事契約条項第 20 条第 7 項の運用について

用地経理課 契約係

賃金等の急激な変動に対処するため、工事契約条項（以下「契約条項」という。）第 20 条第 7 項について、下記のとおり運用することとします。

なお、請求にあたっては工事主管部署と十分な協議をお願いします。

記

1. 適用対象工事

- (1) 一般競争入札案件（1 億 5 千万円以上）の工事で、かつ工期が 12 ヶ月以上であること。
- (2) 契約条項第 20 条第 7 項の請求は、2 .(3)に定める残工期が 2 .(2)に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (3) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時（賃金水準の変更が入札公告の翌日から契約締結の日までの間になされたものにあつては、契約を締結した時）とする。なお、入札公告の翌日から契約締結の日までの間に賃金水準が変更になった工事も対象となる。
- (4) その他、区長が必要と認めた工事であること。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S \text{ 増} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、S増、P₁及びP₂は、それぞれ次の額を表すものとする。

S増：増額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相當する額

($P = (\quad \times Z)$: 請負比率(当初請負代金額/当初設計額) Z:発注者積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

S減 = [P₂ - P₁ + (P₁ × 1/100)]

この式において、S減、P₁及びP₂は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減：減額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相當する額

($P = (\quad \times Z)$: 請負比率(当初請負代金額/当初設計額) Z:発注者積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。
 - ・契約条項にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注

者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約条項第20条第1項から第5項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約条項第20条第6項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

附 則

この運用は、平成25年3月19日から施行することとする。

改正経過 平成26年12月10日
平成29年 3月 1日
平成31年 3月 1日
令和 3年 3月 1日

【参考】 江戸川区工事契約条項（抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

- 第 20 条 甲又は乙は、工期内に賃金又は物価の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して書面をもって契約金額の変更を求めることができる。
- 2 前項の規定による請求は、契約締結の日から 12 月を経過した後でなければこれを行うことができない。
- 3 甲又は乙は、第 1 項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額(契約金額から既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。
- 5 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第 2 項中「契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ契約金額が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、協議により契約金額を適当な額に変更することを求めることができる。
- 7 工期内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ契約金額が著しく不相当となったときは、前各項の規定にかかわらず、甲乙協議して契約金額を変更するものとする。

全体
スライド

単
品
スライド

イン
フレ
スライド